**「ひゃくまんさん」デザイン利用申請　チェックリスト**

「ひゃくまんさん」デザイン利用を申請する際の主な注意点を記載しています。デザイン作成や申請の前に必ずご確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **申請者****チェック欄** | **内容** | **参考箇所** |
|[ ]  利用するのはひゃくまんのグラフィックデザイン（平面デザイン）です。ひゃくまんさんの写真（実写デザイン）は利用していません。 | Q&A（Q１）「実写デザインの商品利用について」 |
|[ ]  【新規申請の場合】個人のプロフィールまたは団体概要（様式任意）を添付しました。 | 利用規定第３条２「利用の申請」 |
|[ ]  【変更申請の場合】当初の利用許諾書を添付しました。 | 利用申請書の記載例 |
|[ ]  【販売する食品の申請の場合】営業許可証または製造許可証（コピー可）を添付しました。 | 利用申請書の記載例 |
|[ ]  【販売する食品の申請の場合】販売する店舗一覧（任意様式）を添付しました。 | 利用申請書の記載例 |
|[ ]  申請者を利用物件（商品）の発行元としました。（受注先名義の申請ではありません。） | Q&A（Q３）「申請者の名義について」 |
|[ ]  発行責任者と担当者のフルネーム・連絡先を記載しました。 | 利用申請書の記載例 |
|[ ]  商号・商品名に「ひゃくまんさん」の冠を使用していません。（商品については、同カテゴリの商品との区別の意味で「ひゃくまんさんver.」などと表示するのは可能。） | Q&A（Q１３）「商号・商品名へのキャラクター名の利用」 |
|[ ]  利用物件（商品）及びデザインの見本（見本が添付できないときはイメージ案・写真・図等）をすべて添付しました。（複数タイプ使用の場合はすべてのタイプの見本）※許諾後、デザインの変更等がある場合は変更申請が必要になります。使用するタイプやデザイン等は決まった段階で申請して下さい。 | 利用規定第３条２「利用の申請」 |
|[ ]  利用物件（商品）及びデザインの見本は実寸データで提出、また利用物件（商品）及びひゃくまんさんデザインのサイズを明記しました。 | 利用規定第３条２「利用の申請」 |
|[ ]  ひゃくまんさんは指定色を使用しています。タイプ１（4C＋GOLD），タイプ２（GOLD＋BLACK＋WHITE），タイプ５（GOLD）を利用する場合、特色の金色（DIC620）の使用が可能か確認しました。※眉毛、お腹の松の枝の間も同じく金色です。※ＷＥＢ上での利用のみの場合は別途相談して下さい。 | デザインマニュアルP3～4「カラーガイド」 |
|[ ]  【タイプ１，２，３，６の場合】背景色や素材の色は透過していません。（背景透過が可能なのはタイプ４とタイプ５のみ。ただし、顔が認識できないほどの濃い背景のものは認めない場合があるので、その場合は個別に相談。） | デザインマニュアルP3～4「カラーガイド」 |
|[ ]  クリアスペース（周囲の余白）を確保しました。・「ひゃくまんさん」デザインの周囲に、「ひゃくまんさんの高さ×0.1」以上の余白を設け、他のロゴや文字、写真と隣接しないようにしてください。（許諾番号も含む）・印刷可能スペースが10cm×10cm未満の場合は、「ひゃくまんさんの高さ×0.05」以上の余白で可とします。 | デザインマニュアルP5「クリアスペース」 |
|[ ]  ひゃくまんさんデザインは、利用できる最小サイズ（高さ15mm×横15mm）以上になっています。 | デザインマニュアルP5「最小サイズ」 |
|[ ]  吹き出しなど「ひゃくまんさん」が喋っているような表現をしていません。 | デザインマニュアルP5「表示禁止例」 |
|[ ]  写真の上にひゃくまんさんデザインを載せていません。 | デザインマニュアルP5「表示禁止例」 |
|[ ]  ひゃくまんさんデザインは見切れていません。※繰り返しパターン模様の場合は例外あり | ・デザインマニュアルP5「表示禁止例」・Q&A（Q１６） |
|[ ]  ひゃくまんさんを変形させていません。（縦横比（１：１）の変更、色の変更、デザインの変更等は不可） | デザインマニュアルP5「表示禁止例」 |
|[ ]  商品タグや利用する物件（商品）の見本に許諾番号の記載場所がわかるように記載し、その記載場所を写真またはデザイン図で示しました。表記例：©2013 石川県ひゃくまんさん#●●●●記載例：キャラクターの下等、ひゃくまんさんの図形の近くに記載。商品の場合、タグに記載しても可。 | ・Q&A（Q２１,２２）「許諾番号の記載」・利用規定第9条（４）「利用上の遵守事項」 |
|[ ]  「ひゃくまんさん」の利用に関する規定を確認しました。 | 県HP |
|[ ]  「ひゃくまんさん」デザインマニュアルを確認しました。 | 県HP |
|[ ]  「ひゃくまんさん」の利用に関するQ＆Aを確認しました。 | 県HP |
|[ ]  利用申請書の記載例を確認しました。 | 県HP |
|[ ]  利用許諾後、完成品の提出に同意しました。（ただし、提出が困難なものについては、写真等の提出で可） | ・利用規定第9条（２）「利用上の遵守事項」 |

＜記入者＞

団体名：

担当者名：